

2 保健所

保健所は地域保健法に基づいて人口30万人に1か所設置されており、精神保健福祉法では、地域における精神保健福祉業務の中心的行政機関として位置づけています。関係機関との連携のもと、「地域住民の心の健康を保つ、こころの病気を早期発見して治療につなげる」、「精神障がい者の社会復帰や自立・社会参加を援助する」、などの目的で活動を行っています。

具体的には、普及啓発活動、研修、相談、訪問指導、措置入院・医療保護入院・移送関係の手続き対応の他、在宅精神障がい者への支援施策の実施主体である市町村への支援を行っています。

